

学校感染症第一種・第二種・第三種の出席停止期間の基準について

学校保健安全法施行規則に下記のように定められています。

記

1 **第一種の感染症**として次に定めるものについては、治癒するまで。

- ① エボラ出血熱 ② クリミア・コンゴ出血熱 ③ 痢そう ④ 南米出血熱
- ⑤ ペスト ⑥ マールブルグ病 ⑦ ラッサ熱 ⑧ 急性灰白髄炎
- ⑨ **重症急性呼吸器症候群**(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)及び**鳥インフルエンザ**(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウィルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る。)

2 **第二種の感染症**にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

- ① **インフルエンザ**にあっては、発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱したあと 2 日を経過するまで
- ② **百日咳**にあっては、特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- ③ **麻疹(はしか)**にあっては、解熱した後 3 日を経過するまで
- ④ **風しん**にあっては、発疹が消失するまで
- ⑤ **流行性耳下腺炎**にあっては、耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- ⑥ **水痘**にあっては、すべての発疹がか皮化するまで
- ⑦ **咽頭結膜熱**にあっては、主要症状が消退した後 2 日経過するまで
- ⑧ **結核**にあっては、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
- ⑨ **髓膜炎菌性髓膜炎**にあっては、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

3 **第三種の感染症**にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

- ① **コレラ** ② **細菌性赤痢** ③ **腸管出血性大腸菌感染症** ④ **腸チフス**
- ⑤ **パラチフス** ⑥ **流行性角結膜炎** ⑦ **急性出血性結膜炎**
- ⑧ **その他の感染症**（学校医その他の医師において必要と認めた感染症）
例) 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症 等